

## 第4章 災害復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

項目	担当
1 災害復興対策本部の設置	村長（本部長）
2 基本方向の決定	総務班
3 住民の参加	総務班
4 国等に対する協力の要請	総務班

#### 1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、村（総務班）は、村長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

#### 2 基本方向の決定

村（総務班）は、被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

#### 3 住民の参加

村（総務班）が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

#### 4 国等に対する協力の要請

村（総務班）は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

## 第2節 原状復旧

項目	担当
1 被災施設の復旧等	総務班、生活対策班
2 災害廃棄物の処理	生活対策班

### 1 被災施設の復旧等

- (1) 村（総務班、生活対策班）は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 村（生活対策班）は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 村（総務班）は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等で、村の工事の実施体制等の実情を勘案し、円滑かつ迅速な復興のため国や県が工事を行うことが適当と認めるときは、国、県に権限代行制度による対応を要請する。
- (4) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

### 2 災害廃棄物の処理

#### (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

村（生活対策班）は、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、県及び村（生活対策班）は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

村（生活対策班）は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

村（生活対策班）は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省 平成29年9月）によるものとする。

(4) 広域応援

村（生活対策班）は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとする。

## 第3節 計画的復興

項目	担当
1 復興計画の作成	総務班、生活対策班
2 防災むらづくり	総務班、生活対策班

### 1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、村（総務班、生活対策班）は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 村（総務班、生活対策班）は、市街地の復興、産業及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 村（総務班、生活対策班）及び県は復興計画の作成にあたっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障がい者、高齢者等の要配慮者など多様な村民の意見を反映するよう努める。
- (4) 村（総務班、生活対策班）は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (5) 村（総務班）は、特定大規模災害等を受け、円滑かつ迅速な復興を図るため必要と認める場合は、都市計画の決定等の代行を県に要請する。
- (6) 村（総務班）は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県及び関係地方行政機関に対し、職員の派遣等を要請する。

### 2 防災むらづくり

#### (1) 防災むらづくりの実施

村（総務班、生活対策班）は、必要に応じ、再度災害防止をはかり、快適な環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。なお、実施に当たっては、現在及び将来の住民を考慮し、村のあるべき姿を明確にする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

村（生活対策班）は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

(3) 治水とライフライン整備の留意点

村（生活対策班）は、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするものとする。また、ライフラインの復旧・復興については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

(4) 村（生活対策班）は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理

事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施する。

(5) 村（総務班、生活対策班）は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、

スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

## 第4節 被災者の生活再建の支援

項目	担当
1 罹災証明の交付	総務班、渋川広域消防本部
2 被災者台帳の作成	総務班
3 災害弔慰金の支給等	住民対策班
4 税の徴収猶予及び減免等	住民対策班
5 住宅再建・取得の支援	生活対策班
6 恒久的な住宅確保の支援	生活対策班
7 安全な地域への移転の推奨	総務班、生活対策班
8 復興過程における仮設住宅の提供	生活対策班
9 支援措置の広報等	総務班
10 災害復興基金の設立等	総務班

### 1 罹災証明の交付

村（総務班）は、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明を交付するものとする。

#### (1) 被災家屋の調査

ア 村（総務班）は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するため、被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき行う。

イ 火災により焼失した家屋等は、消防が消防法に基づき火災調査を行う。

ウ 村（総務班）は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

エ 村（総務班）は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

#### (2) 罹災証明の発行

家屋の被害調査の結果を家屋被災台帳にまとめ、窓口にて発行する。

★資料編：資料38「様式14 罹災証明書」

## 2 被災者台帳の作成

村（総務班）は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

★資料編：資料39「様式15 被災者台帳」

## 3 災害弔慰金の支給等

村（住民対策班）は、県と協力し災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金及び生活福祉資金の貸し付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県（小規模）災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金
- (6) 生活福祉資金（災害援護資金）

## 4 税の徴収猶予及び減免等

村（住民対策班）は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

## 5 住宅再建・取得の支援

村（生活対策班）は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ又は周知を図るものとする。

- (1) 災害復興住宅融資  
ア 建設資金

イ 購入資金

ウ 補修資金

(2) 地すべり等関連住宅融資

(3) 土砂災害関連住宅融資

(4) 母子・寡婦福祉資金（住宅資金）

## 6 恒久的な住宅確保の支援

村（生活対策班）は、被災者の恒久的な住宅確保支援策として災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

## 7 安全な地域への移転の推奨

村（生活対策班）は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

## 8 復興過程における仮設住宅の提供

村（総務班、生活対策班）は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

## 9 支援措置の広報等

村（総務班）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広報する。また、総合的な相談窓口等を設置する。なお、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないよう配慮する。

## 10 災害復興基金の設立等

村（総務班）は、被災者の救済及び自立支援を機動的、弾力的に進めるために、必要があるときは、災害復興基金の設立等を検討する。

## 第5節 被災中小企業等の復興の支援

項目	担当
1 中小企業の被災状況の把握	生活対策班
2 中小企業者に対する低利融資等の実施	生活対策班
3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施	生活対策班
4 地場産業、商店街への配慮等	生活対策班
5 支援措置の広報等	生活対策班

### 1 中小企業の被災状況の把握

県（経営支援課）及び村（生活対策班）は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

### 2 中小企業者に対する低利融資等の実施

村（生活対策班）は、県と協力して、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸し付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸し付け条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸し付け条件の優遇
  - ア 小規模企業者等設備導入資金：激甚の場合、2年超えない範囲内で償還期間延長
  - イ 中小企業高度化資金：被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
  - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例  
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
  - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）  
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

### 3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

村（生活対策班）は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸し付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農林漁業用施設資金
- (5) 農林漁業金融公庫による貸し付け

#### 4 地場産業への配慮等

村（生活対策班）は、地場産業の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

#### 5 支援措置の広報等

村（生活対策班）は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

## 第6節 公共施設の復旧

項目	担当
1 災害復旧事業計画の作成	生活対策班
2 早期復旧の確保	生活対策班
3 財政援助の活用	公共施設の管理者

### 1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

### 2 早期復旧の確保

#### (1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

#### (2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

### 3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 感染症予防法
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (6) 予防接種法
- (7) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (8) 下水道法
- (9) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

## 第7節 激甚災害法の適用

項目	担当
1 激甚災害の早期指定の確保	村長
2 特別財政援助の受入れ	県

### 1 激甚災害の早期指定の確保

村長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この節において「激甚災害法」という。）に基づき、内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事（関係各課）に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

### 2 特別財政援助の受入れ

県（関係各課）は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受入れるための手続きを速やかに行う。なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置し

た障害者支援施設の災害復旧事業

ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した  
身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

コ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58  
条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業

サ 堆積土砂排除事業

(ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多  
量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体  
又はその機関が施行するもの。

(イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、村長が指定した場所に集積さ  
れたもの又は村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、  
村が行なう排除事業

シ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積  
が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公  
共団体が施行するもの。

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業  
施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的  
に嵩上げする。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常  
適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基  
づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助  
を行う。

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災  
害法第8条）

(ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

(イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）  
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- カ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）  
土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- キ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の2）  
（ア）県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。  
（イ）県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- （3）中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）  
災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
- イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）  
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）  
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- （4）その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）  
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）  
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。
- ウ 村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）  
特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）

水防管理団体が、水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

## 第8節 復旧資金の確保

項目	担当
1 復旧資金の確保	総務班
2 関東財務局の協力	関東財務局（前橋財務事務所）

### 1 復旧資金の確保

村（総務班）は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

### 2 関東財務局の協力

関東財務局（前橋財務事務所）は、復旧資金の確保について村又は県から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- (1) 災害つなぎ資金の融資（短期）
- (2) 災害復旧事業資金の融資（長期）
- (3) 国有財産の貸し付け、譲与及び売払い